

《入院時食事療養費・生活療養費》

○入院時食事療養費

負担区分		自己負担額 (食事 1 食当たり) (※1)
一般・現役 並み所得	①、②以外	550 円 (※2)
	① 小児慢性特定疾病児童等	330 円
	② 指定難病患者	330 円
市民税非課税世帯	区分Ⅱ	270 円【220 円】(※3)
	区分Ⅰ	130 円

(※1) 食事代の 1 日の自己負担額は 3 食に相当する額を限度とします。

(※2) 平成 28 年 4 月 1 日において継続して 1 年以上精神病床に入院している方で、引き続き入院されている方については、260 円になる場合があります。

(※3) 【 】内は、直近 12 か月の入院日数が 90 日を超えている場合の負担額です。減額には申請が必要です。

○入院時生活療養費

負担区分		自己負担額		
		食費 (食事 1 食当たり) (※1)		居住費 (入院 1 日当たり)
		入院医療の 必要性の高い 患者以外の方	入院医療の 必要性の高い 患者の方	
市民税 課税世帯	一般	550 円【510 円】(※2)		430 円
	指定難病患者	330 円		0 円
市民税 非課税世帯	区分Ⅱ	270 円	270 円 【220 円】(※3)	430 円 (指定難病者の方は 0 円)
	区分Ⅰ	160 円	130 円	

(※1) 食事代の 1 日の自己負担額は 3 食に相当する額を限度とします。

(※2) 【 】内は、入院中の医療機関が「入院時生活療養費Ⅱ」に該当する場合の負担額です。

(※3) 【 】内は、直近 12 か月の入院日数が 90 日を超えている場合の負担額です。減額には申請が必要です。